

厚生労働省発基0319第1号

令和8年3月19日

労働政策審議会

会長 岩村 正彦 殿

厚生労働大臣 上野 賢一郎



別紙「労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

## 労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱

### 第1 労働者災害補償保険法施行規則の一部改正

#### 1 葬祭料、複数事業労働者葬祭給付及び葬祭給付の額の改正

葬祭料、複数事業労働者葬祭給付及び葬祭給付の額は、三十三万円（現行三十一万五千元）に給付基礎日額の三十日分を加えた額（その額が給付基礎日額の六十日分に満たない場合には、給付基礎日額の六十日分）とする。

#### 2 介護補償給付、複数事業労働者介護給付及び介護給付の最低保障額の改正

(1) 常時介護に係る介護補償給付、複数事業労働者介護給付及び介護給付について、介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合であってその支出した費用の額が月額九万七千九百九十円（現行八万五千四百九十円）に満たないとき又は介護に要する費用を支出して介護を受けた日がない場合であって親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるときにおいては、月額九万七千九百九十円を支給する。

(2) 随時介護に係る介護補償給付、複数事業労働者介護給付及び介護給付について、介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合であってその支出した費用の額が月額四万五千四百円（現行四万二千七百円）に満たないとき又は介護に要する費用を支出して介護を受けた日がない場合であって親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるときにおいては、月額四万五千四百円を支給する。

#### 3 労災就学援護費の額等の改正

(1) 労災就学援護費のうち、高等学校等（通信制を除く。）に在学する者に支給する額を月額二万一千円（現行二万円）に改める。

(2) 労災就学援護費のうち、高等学校等（通信制）に在学する者に支給する額を月額一万八千円（現行一万七千円）に改める。

(3) 専修学校の専攻科に在学する者を労災就学援護費の支給対象に追加するとともに、その額は、対象者一人につき月額三万九千円（通信制の場合は、一人につき月額三万円）とする。

#### 4 その他所要の改正を行う。

### 第2 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部改正

炭鉱災害による一酸化炭素中毒症について労働者災害補償保険法の規定による療養補償給付を受けている者であって常時介護を必要とするものに支給する介護料の最低保障額を、介護の程度に応じて月額九万七千九百九十円、六万八千九百九十円又は四万五千四百円（現行八万五千四百九十円、六万四千九百九十円又は四万二千七百円）とする。

### 第3 労働基準法施行規則の一部改正

障害補償を行うべき身体障害の等級を定めている別表第二について、所要の規定の整理を行う。

### 第4 施行期日等

#### 1 この省令は、令和八年四月一日から施行する。

2 この省令の施行に関し、必要な経過措置を定める。

# 葬祭料、複数事業労働者葬祭給付及び葬祭給付の額の改正について

## 改正の趣旨

- 業務上の事由、複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤による負傷等により死亡した労働者の葬祭を行う者に対し、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）の規定に基づき、通常葬祭に要する費用を考慮して厚生労働大臣が定める金額を葬祭料、複数事業労働者葬祭給付及び葬祭給付（以下「葬祭料等」という。）として支給している。
- 葬祭料等の額は、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号。以下「労災則」という。）第17条において、315,000円に給付基礎日額の30日分を加えた額（その額が給付基礎日額の60日分に満たない場合には、給付基礎日額の60日分）と規定しているところ、通常葬祭に要する費用はその時々物価によって上下するものであることから、定額部分については、総務省統計局が発表している消費者物価指数を基に毎年度見直しを行うこととしており、今般、所要の改正を行う。

## 改正の概要

- 葬祭料等の額について、以下のとおり変更する。

葬祭料	支給額
定額部分	<b>330,000円</b> （315,000円）

（ ）内は現行額

## 施行期日

- 令和8年4月1日

# 介護（補償）等給付及び介護料の最低保障額の改正について

## 改正の趣旨

- 業務上の事由、複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤による負傷等により一定の障害を負って常時又は随時介護を要する状態となった労働者に対し、労災保険法の規定に基づき、**常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して厚生労働大臣が定める額を介護補償給付、複数事業労働者介護給付又は介護給付（以下「介護（補償）等給付」という。）として支給している。**また、炭鉱災害によって一酸化炭素中毒症にかかったかつ労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（平成7年法律第35号）の施行の日（平成8年4月1日）の前日において介護料を受ける権利を有していた被災労働者に対しても、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和42年法律第92号）の規定に基づき、**介護に要する費用を考慮して厚生労働大臣が定める金額を介護料として支給している。**
- 介護（補償）等給付の最低保障額は、労災則第18条の3の4において規定しているところ、**最低賃金法（昭和34年法律第137号）に規定する最低賃金の全国加重平均額（最低保障額）を基に毎年度見直しを行うこととしており、今般、所要の改正を行う。**また、**介護料の最低保障額についても介護（補償）等給付の最低保障額と併せて同様に見直しを行う。**
- なお、最高限度額については、特別養護老人ホームの介護職員の平均基本給が公表され次第速やかに改定の要否等を検討する。

## 改正の概要

- 介護（補償）等給付及び介護料の最低保障額について、以下のとおり変更する。

介護（補償）等給付	最低保障額
常時介護を要する者	<b>90,790円</b> (85,490円)
随時介護を要する者	<b>45,400円</b> (42,700円)

( ) 内は現行額

介護料	最低保障額
常時監視及び介助を要する者	<b>90,790円</b> (85,490円)
常時監視を要し、随時介助を要する者	<b>68,090円</b> (64,090円)
常時監視を要するが、通常は介助を要しない者	<b>45,400円</b> (42,700円)

( ) 内は現行額

## 施行期日

- 令和8年4月1日

# 労災就学援護費の額等の改正について

## 改正の趣旨

- 業務上の事由、複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤による負傷等により一定の障害を負った労働者の子弟や死亡した労働者の遺族の中には進学をあきらめ、学業を途中で放棄せざるを得ないものが少なくないことに鑑み、**社会復帰促進等事業（労災保険法第29条第1項第2号及び労災則第32条）として、これらの者の就学に係る費用を労災就学援護費として支給している。**
- 労災就学援護費の額については、労災則第33条第2項において規定しているところ、**文部科学省が発表している直近の子供の学習費調査及び消費者物価指数を基に毎年度見直しをすることとしており、今般、所要の改正を行う。**
- また、同項第4号の規定により、「専修学校の専門課程」に在学する者に対し、大学等の労災就学援護費（月額39,000円（通信制の場合は月額30,000円））を支給しているところ、**学校教育法の一部を改正する法律（令和6年法律第50号。令和8年4月1日施行）により、一定の要件を満たす専門課程を置く専修学校には専攻科を置くことができることとする改正が行われたことに伴い、所要の改正を行う。**

## 改正の概要

- 労災就学援護費のうち、高等学校等の労災就学援護費の支給額について、以下のとおり変更する。

労災就学援護費	支給額（月額）
高等学校等（通信制を除く）	<b>21,000円</b> （20,000円）
高等学校等（通信制）	<b>18,000円</b> （17,000円）

（ ）内は現行額

- また、「専修学校の専攻科」に在学する者を労災就学援護費の支給対象に追加するとともに、その額は、「専修学校の専門課程」に在学する者と同額の月額39,000円（通信制の場合は月額30,000円）とする。

## 施行期日

- 令和8年4月1日